

# 課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務委託仕様書

## 1 事業名

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業

## 2 業務の目的

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）が改正され、市町及び農業委員会は、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の策定を行った。

農業委員会等を対象に、将来の受け手が不在となっている農地の解消に向けた農業法人等の誘致に関する研修会の開催、個別相談による助言等を業務委託することで、地域計画の課題解決を支援する。

## 3 契約期間

契約を締結した日から令和8年2月27日（金）まで

## 4 業務の内容

### （1）研修会の開催

担い手不在地域での農業法人等の誘致に関する農業委員会等向け研修会を企画・開催すること。

ア 対象 農業委員会、市町、農地中間管理機構など関係機関

イ 場所 静岡市内貸会議室

ウ 時間 2時間程度

エ 回数 1回を想定

オ 内容 以下の2点を含むこと

- ・担い手不在地域における法人誘致の考え方・進め方
- ・誘致による課題解決を実現した優良事例の紹介

### （2）県内外の法人等を対象としたセミナーの周知及び開催

農業委員会等が提案する候補地を農業法人等にPRするセミナーを企画し、県内外の農業法人等へ広く周知の上開催すること。

ア 対象 県内外の農業法人等

イ 場所 静岡市内貸会議室及びオンライン配信

- ウ 時間 2時間程度
- エ 回数 1回を想定
- オ 周知 メール、架電、その他受託者が保有するその他の周知手段（例：広告掲載、ウェブサイト掲載、SNS投稿、DM 発送、業界団体等への協力依頼）等によりセミナーの開催について1,000社以上へ周知すること
- カ 内容 以下の1点を含むこと
  - ・ 県内の候補地情報の紹介

### （3）個別相談による助言

農業委員会等を対象に、担い手不在地域における農業法人等の誘致に関する個別相談会を企画・開催し、助言すること。

- ア 対象 農業委員会及び市町
- イ 場所 原則として農業委員会等への訪問
  - ※必要に応じて Web 会議システムでの実施も可とする。
- ウ 回数 4 農業委員会等×5 回程度（1 農業委員会等/回あたり約 2 時間）
  - ※農業委員会等の状況に合わせて柔軟に対応すること。
- エ 内容 受託者は、希望する農業委員会等へ講師等を派遣し、以下の内容等について助言を行う。
  - ・ 担い手不在農地の現状分析と課題の明確化
  - ・ 担い手不在農地における地域の話合いの進め方
  - ・ 農業法人等の誘致など新たな担い手の確保の進め方
  - ・ 法人との交渉・契約に関する留意点
  - ・ 誘致後のフォローアップ体制の構築
  - ・ 具体的な誘致事例やノウハウの提供

### （4）自由提案

（1）～（3）に定めるもののほか、本業務の遂行に資する業務があれば自由に提案可能とする。

## 5 成果目標

- （1）研修会への参加者数：35名以上
- （2）セミナーへの参加法人数：県内外合計 20 法人以上（個人含む）
- （3）個別相談の実施件数：延べ 20 回以上

## 6 業務実施報告及び成果品

- ・業務終了後、受託者は業務実施報告書を作成し、成果目標の達成度合い、業務の実施状況、課題点、今後の提案等について報告を行うものとする。なお、業務報告書の様式は、一般社団法人静岡県農業会議（以下「本会」という。）と協議の上、決定すること。
- ・周知の実施状況を報告する資料（メールマガジンの配信レポート等）
- ・4の（1）（2）に関する開催状況がわかる写真
- ・その他仕様書にある条件を満たしていることを確認できる資料

## 7 その他

- （1）本業務の開始から終了までの間、本業務内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために、定期的に本会や関係者と連絡調整を行うこと。
- （2）本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に本会の承認を得て第三者に再委託できるものとする。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- （3）本業務又は付随する業務において、本会及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。万が一、個人情報の漏洩に伴い本会に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。なお、秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。
- （4）本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- （5）本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、本会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、本会の指示に従うこと。
- （6）農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依頼通知、（以下「実施要綱」という。））第3の（3）広域的な農地利用調整活動への支援事業として実施するため、実施要綱、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（平成31年3月28日付け30経営第2525号農林水産事務次官依頼通知）に基づき適正に業務を執行できる者であること。
- （7）仕様書に記載のない事項又は仕様について生じた疑義については、本会と協議の上、本会の指示に従うこと。